

平成 29 年度第 1 回岡崎市都市計画審議会議事録

1 会議の日時 平成 29 年 5 月 22 日（月） 午後 1 時 30 分

2 会議の場所 岡崎市役所 東庁舎 2 階 大会議室

3 会議の議題

- (1) 第 1 号議案「岡崎市都市計画審議会運営規程の改正について」
- (2) 第 2 号議案「西三河都市計画風致地区の変更について」

4 会議に出席した委員（15 名）

学識経験者 小川 英明
学識経験者 松本 壮一郎
学識経験者 松本 幸正
学識経験者 宇野 勇治
学識経験者 清水 啓子
学識経験者 小久井 正秋
岡崎市議会議員 鈴木 雅子
岡崎市議会議員 小木曾 智洋
岡崎市議会議員 江村 力
岡崎市議会議員 畔柳 敏彦
岡崎市議会議員 加藤 学
愛知県岡崎警察署長（代理）交通課 春田 尚宏
愛知県西三河建設事務所長（代理）企画調整監 林 由紀夫
市の住民 石井 美紀
市の住民 齋尾 裕史

5 説明者

都市整備部公園緑地課長 横山 晴男
都市整備部都市計画課総務係係長 鈴木 浩文

6 開会宣言及び議事録署名委員の指名

議長（小川会長）が開会の宣言をした後、岡崎市都市計画審議会運営規程第 9 条第 1 項の規定により、松本（壮）委員及び江村委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局（鈴木都市整備部都市計画課総務係係長）から、岡崎市都市計画審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 第1号議案「岡崎市都市計画審議会運営規程の改正について」(説明)

議長が第1号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(鈴木都市整備部都市計画課総務係係長)から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 改正内容

9 第1号議案「岡崎市都市計画審議会運営規程の改正について」(質疑)

事務局の説明後、質疑はなかった。

議長が第1号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案について採決し、全会一致で可決された。

10 第2号議案「西三河都市計画風致地区の変更について」(説明)

議長が第2号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(横山公園緑地課長)から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 各風致地区の概要
- (3) 各風致地区変更の理由
- (4) 各風致地区変更箇所の説明
- (5) 住民説明会開催結果報告
- (6) 縦覧結果報告
- (7) 今後の手続きについて

11 第2号議案「西三河都市計画風致地区の変更について」(質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

齋尾委員：

足延風致地区については、東公園の指定区域が最近変更したため、この時点で変更する妥当性は理解できる。しかしながら、その他2地区の変更をこの時点で行う理由は何か。

事務局(藤城公園緑地課計画係係長)：

昭和45年時点での風致地区都市計画の決定権は愛知県にあり、風致地区内の行為の許可事務に関しても愛知県条例で愛知県に権限があった。その後、平成24年4月1日施行の都市計画法施行令の改正、いわゆる一括法により、都市計画決定権限が市町村へ移譲された。それに伴い平成27年4月1日より愛知県条例から岡崎市条例へ変更となったことにより、地区変更の見直しに着手し始め、今回の3地区に関しては、調整が整ったため変更を行うものである。

齋尾委員：

県では細かいところに目を向けることが困難であったが、法改正により権限が市町村に移譲されたことに伴い、目を向けることが可能となり、着手することになったという理解

でよろしいか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

はい。

江村委員：

日影風致地区はとても素敵な風致地区であると思うが、住民説明会の結果報告の中で、日影風致地区について住民があまり知らないという状況であるとのことであったが、市としては今後市民にどのように周知する予定か。また、足延風致地区の変更理由について、市民病院の増床が理由として挙げられているが、藤田保健衛生大学病院が設立されることに伴い、市民病院増床の計画が見直されるのではないか。その場合、この理由は該当しないのではないか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

周知については市の努力不足であり、現状を把握したため、早速、風致や地域資源のPRを奥殿陣屋に依頼した。今後は、観光課等の関係部署と協力をし、さらなる周知に努めたいと考えている。

足延風致地区の変更理由については、総合計画の理由を記載したが、藤田保健衛生大学病院設立を勘案しても市民病院の増床が必要との試算が出ているため、この理由は該当すると考えられる。

事務局（横山公園緑地課長）：

市民病院の病床数について補足すると、西三河南部東医療圏における不足病床数は700床。藤田保健衛生大学病院の病床数予定は400床となっており、300床不足となる。その300床について、岡崎市民病院が担うかどうかについては、今後の検討内容にはなってくるが、西三河南部東医療圏については飽和ではないと考えている。

鈴木委員：

行為の許可権限は条例等によって移譲されてきたが、区域決定については、今回は西三河都市計画の変更になるので愛知県のもつ都市計画の変更の付議になると思われるが、区域を決定するにあたり今まで県が持っていたものと、県からの市に移譲されたことによる手続き上の変更点は何か。区域決定における市の権限はどのように変わったのか。

3地区すべてにおいて、民地における地主を把握しており、地主に対して説明は行われているのか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

主な変更点として、以前の手続き、つまり、県が権限を持っている場合の手続きは、岡崎市都市計画審議会後、愛知県都市計画審議会の承認、愛知県知事の許可が必要であったが、現行では、愛知県は協議の相手となり、愛知県都市計画審議会の承認及び愛知県知事の許可は不要となり、岡崎市都市計画審議会承認されたものに対して、愛知県が同意するかたちとなっている。

地主に対しての説明に関しては、総代に対してどのように住民に説明したらよいのか伺ったうえで、住民説明を行っている。また、大きな影響を受ける地権者に対しては個別訪問による説明を行った。市政だよりも掲載し、縦覧も行っている。その結果、閲覧者及び意見者はいなかった。

鈴木委員：

日影風致地区の南において、集落と接していると思われるが、新たに風致地区となる地主に対して建ぺい率等の制限がかかる旨の説明は行っているのか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

日影風致地区の変更にあたっては、宅地を含む変更はない。もともと、日影風致地区の南は、宅地を含まないようになっている風致地区であり、今回においても、宅地を含まないようになっている。また、町民に対して説明済みであり、総代からも関係地主に対して説明を行っていただいている。

松本（幸）委員：

今回は3地区であり、今後すべての風致地区を見直していくということによろしかったか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

はい。

松本（幸）委員：

今回の見直しにおいて、地番界から道路界に変更となる箇所もあれば、その逆の場合もある。どのような基準で見直しを行っているのか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

岡崎市全部で15風致地区あり、残り12地区においても調整が整い次第、都市計画審議会で審議していただく予定である。

道路界や地番界の考え方については、都市計画法施行令に基づき、まずは道路界や河川界等の地形地物を優先し、それにより難しいときは、地番界や測量界で決定していく。したがって、道路界があれば道路界にして、どうしても地形地物がなければ地番界としている。

松本（幸）委員：

道路界から地番界に変更となっているものがなかったか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

確かにそのような場合もある。昭和45年の区域設定時点ではそこに獣道があり、それにより道路界で設定したが、今回現場調査を行った結果、そこにそのようなものが存在しなかったため、地番界によって決定をした。

松本（幸）委員：

足延風致地区に関しては、市民病院の増床可能性があるため市民病院を風致地区から外すこととしているが、市民病院を外す必要性はあるのか。今後、他の風致地区であっても、公共施設が風致地区に設立され増設予定があった場合等は外していく方針なのか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

昭和 45 年当時は市民病院は設立されておらず、地番界により区域が決まっていたが、その後道路が出来たことにより、原理原則に基づき道路界で区域を定めた。また、風致地区制度は損失補償を伴わないものであり、結果として風致地区として適切ではなくなった場合は、外していくのもやむを得ないと考えている。

松本（幸）委員：

市としては開発が進んだ結果、風致が減少してもやむを得ないという考えでよろしいか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

引き続き 15 地区は風致地区として指定していきたいと考えている。しかしながら、結果として風致の維持が困難となった区域に関しては外していくのもやむを得ないと考えている。ただし、風致地区の意義を含めた制度の PR を積極的に行い、市民及び風致地区内の住民や地主に対して周知し、普及啓発に努めていきたいと考えている。

小川会長：

全部で 15 風致地区があり昭和 45 年から 50 年以上経過し様々な使用がされているが、今回の 3 地区及び今後の 12 地区の変更においても風致の在り方・現状を地形地物等により改めてきちんと確定し、県に確認をとっていただきたい。その場合、「基本方針」の「区域界の設定」に基づき見直しを行っていただきたい。また、風致地区について考え方は「都市計画マスタープラン」には詳しくは記載されておらず、足延風致地区のように活用されている地区もあれば、日影風致地区のようにあまり活用されていない地区もあり、風致地区によって性格は様々であると思われるが、風致地区そのものについて考え方を整理していただくと有難い。風致地区自体は開発が全く不許可ではないので、どのような基準でやむを得なく風致地区から外すのか。そもそも残しておくべきところで開発された結果、除外するのか等、検討していただきたい。そのうえで、市民の方にはいかに風致を楽しんでいただくか。保存に近いかたちの風致地区もあれば、住民の利用促進をする風致地区もある。各風致地区の性質をふまえ、考えていただきたい。

小久井委員：

50 年経って見直しを行っているが、次回はいつ見直しを行う予定か。変化があった都度行っていけば良いのではないか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

50 年経過した要因としては、愛知県からの権限移譲が大きいところである。今後については、まず残りの 12 地区の見直しへ力を入れていく。大きく地形が変化した場合や、道路

建設によって地権者等が風致との境界がわかりにくくなった場合に関しては、積極的に変更の見直しを行っていきたいと考えている。

小川会長：

残りの12地区はあと何年で見直しを行う予定か。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

地元や愛知県と協議を進め、財政当局とも相談しながら、毎年3箇所を目標として行っていきたいと考えている。

議長が第2号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案について採決し、全会一致で可決された。

12 その他

事務局から次回の第2回都市計画審議会の開催日時が平成29年7月31日（月）午後1時30分の予定であることを説明した。

会長が全ての議事日程の終了を告げ、第1回都市計画審議会を閉会した。

平成 年 月 日

都市計画審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
